**特定個人情報に関する業務委託契約書**

（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　以下「乙」という。）とは、第１条に定める業務を甲が乙に委託するにあたり、以下の通り業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務の内容）

第１条　甲が乙に委託する業務は以下の通りとする。

①　甲の役員、社員及びその扶養親族等を含む者（以下、社員等）から収集した特定個人情報を保管すること。

②　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定する事務等に関して、行政機関等に対して特定個人情報につき、提供の代行をすること。

③　第１号により保管している、特定個人情報を所管法令の保存期間の経過後に廃棄または削除すること。

（有効期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結日から１年間とし、甲または乙いずれか一方が期間満了の３カ月前までに、書面による意思表示をしないときは、さらに１年間について、従前と同一条件で更新するものとし、以後も同様とする。

（委託料金）

第３条　本契約に関する料金ついては、別紙にて定めるものとする。

（特定個人情報の秘密保持）

第４条　乙は、特定個人情報を、番号法に基づき委託業務を処理する場合又は第三者に委託業務の全部又は一部を再委託をする場合を除き、第三者に提供、開示、漏えい等をしてはならない。

（特定個人情報の持出し）

第５条　乙の従事者は、特定個人情報の記された書類等及び磁気媒体等を乙の社外に持ち出す場合は、適切な安全管理措置を講じるものとする。

（特定個人情報の目的外利用の禁止）

第６条　乙は、特定個人情報を、第1条の委託業務の遂行のためにのみ利用するものとし、番号法により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用しないものとする。

（再委託）

第７条　乙は、甲の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。

２　乙は、甲の許諾を得て第三者に本契約に基づく業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し本契約と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。

（特定個人情報の紛失、漏えい等の事故）

第８条　乙は、特定個人情報の紛失、漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに甲に通報するとともに、当該事故による損害を最小限にするために必要な措置を講じるものとする。

２　前項の場合には、乙は事故の再発を防ぐために、その防止策を検討し、甲と協議の上で、防止策を講じるものとする。

３　特定個人情報の紛失、漏えい等の事故が発生し、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

４　本条の定めは本契約終了後も有効とする。

（本契約終了後の特定個人情報の返却・廃棄）

第９条　乙は、本契約が終了した場合は、速やかに甲から提供された特定個人情報を返還するとともに、特定個人情報の電子データがある場合には、これを完全に消去するものとする。

（廃棄）

第10条　乙は、甲の社員等の個人番号が記載された書類等については、所管法令の保存期間経過後１年以内に廃棄する旨の手続きを定めるものとする。

２　乙は、甲の社員等の特定個人情報を取り扱う情報システムにおいて、所管法令の保存期間経過後１年以内に個人番号を削除する情報システムを構築するものとする。

（監督及び教育）

第11条　乙は、従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。

２　甲は、従業者に対し、特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うものとする。

（委託業務の状況についての報告）

第12条　乙は、委託業務の状況について、甲の求めに応じ報告しなければならない。

（実地の調査等）

第13条　甲は、乙に事前に通知して、乙の承諾を得た上で、本契約の処理状況等について実地の調査を実施することができる。乙は、正当な理由のある場合を除き、甲の実地の調査に協力しなければならない。

（特定個人情報の安全管理）

第14条　乙は、別紙に定める乙の「特定個人情報取扱規程」に従い、甲の社員等に関する特定個人情報の安全管理措置を行うものとする。

（損害賠償）

第15条　乙の責めに帰すべき理由により、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。なお、本条の定めは本契約終了後も有効とする。

（管轄裁判所）

第16条　本契約に関する甲乙間の紛争については、　　地方裁判を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本契約の証として正本２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　　住所

　　　　会社名

　　　　代表者名

乙　　　住所

　　　　株式会社

　　　　代表者名